

規制の事前評価書

政策の名称	ファイアーウォール規制の見直し	
担当部署	金融庁総務企画局市場課	電話番号： 03-3506-6000(内線3628) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成25年11月15日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的、内容及び必要性】</p> <p>(1)現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性</p> <p>① 現状及び問題点</p> <p>利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者とグループ会社との間の顧客に関する非公開情報の授受の制限等の弊害防止措置などを定めたファイアーウォール規制が設けられている。現行のファイアーウォール規制は、平成20年の「市場強化プラン」の一環として改正が行われているが、</p> <p>ア クロスボーダーM&amp;Aにおける書面同意の取得の場面などにおいて、同種規制のない外国法人から書面同意を取得することは実務上困難となっていること</p> <p>イ 経営管理に関する情報をグループの経営判断の材料として、その親会社の経営企画部門に提供する場合などにおいて、「非公開情報」に該当する部分を削除する事務負担が生じていること</p> <p>など、業務展開を行う上で支障が生じている場合があり、金融実務と必ずしも上手くマッチしていない部分があるとの指摘がされているところである。</p> <p>② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性</p> <p>上記問題に対応するため、ファイアーウォール規制が金融実務を踏まえた実効性ある規制となるよう見直しを行う必要がある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>発行者・顧客の非公開情報のグループ内での情報授受を制限するファイアーウォール規制について、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 書面同意の要件の緩和</p> <p>発行者・顧客の非公開情報の情報授受については、事前に発行者・顧客の書面同意がある場合には例外として認められている。しかしながら、同種規制のない外国法人から書面同意を取得することは実務上困難であり、グループとしてM&amp;A関連業務(ファイナンシャルアドバイザー業務等)を提供する上で妨げとなっている等との指摘がある。これを踏まえ、当該書面同意要件を緩和する。</p> <p>具体的には、外国法人について、当該発行者等が所在する国の法令上親子法人間での非公開情報の共有を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>イ 「内部管理に関する業務」等の範囲の見直し</p> <p>内部管理業務を行うために必要な非公開情報については、内部管理部門から営業部門等他部門に非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合には、その授受が認められている。しかしながら、「内部管理に関する業務」の範囲が限定的であることから、業務展開を行う上で支障が生じている等との指摘がある。これを踏まえ、「内部管理に関する業務」と同様の措置を講じることにより、非公開情報の共有が認められる範囲について、見直しを行う。</p> <p>具体的には、次の場合について、漏えい防止措置を的確に講じるのであれば、顧客保護・公正競争維持を妨げるものではないため、例外として認めることとする。</p> <p>(ア)経営管理に関する業務のため親法人等に提供する場合</p> <p>(イ)有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務のため親子法人間で共有する場合</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第8条、第45条、第123条第1項・第2項、第153条第1項・第3項、第154条、第157条第1項、第275条第1項
想定される代替案	上記【規制の内容】の規制アにおいて、外国法人については、非公開情報の授受規制(書面同意)を撤廃する。規制イについては、本案と同様のものとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>ア 非公開情報の授受に関して、外国法人の情報については、書面による同意取得が困難である場合には、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされるため、金融商品取引業者等において、規制を遵守するための非公開情報の管理等に係る費用が減少する。</p> <p>イ グループ内での内部管理に関する業務を行うことを目的とした顧客情報の授受に、経営管理に関する業務のため親法人等に提供する場合等における顧客情報の授受も含まれることとなるため、金融商品取引業者等において、経営管理に関する情報を、親会社へ報告する際に、「非公開情報」に該当する部分を削除する事務負担が軽減される等、規制を遵守するための非公開情報の管理等に係る費用が減少する。</p> <p>他方、非公開情報の漏えいを防止するための措置を講じる費用が発生するが、既に漏えい防止措置を講じている場合には、同様の方法を採用することができ、多額の費用は発生しないと考えられる。</p>	<p>ア 非公開情報の授受に関して、外国法人の情報については規制が撤廃されるため、金融商品取引業者等において、当該規制を遵守するための非公開情報の管理等に係る費用が本案に比べてより減少する。</p> <p>イ 本案と同様の費用の減少が見込まれる。</p>
(行政費用)	ア、イ 特段の行政費用は発生しない。	<p>ア 非公開情報の授受に関して、外国法人の情報については規制が撤廃されるため、行政庁(国)において、当該規制の遵守状況の検査・監督に伴う費用が減少する。</p> <p>イ 特段の行政費用は発生しない。</p>
(その他の社会的費用)	ア、イ 特段の社会的費用は発生しない。	<p>ア 代替案では、本来であれば顧客の同意なしに授受できない外国法人の非公開情報について、その親子関係という特殊な関係にあることを利用して、グループ内(親法人等または子法人等)で自由に手に入れることが可能となる。この結果、顧客と利益相反等となる取引が発生するおそれが高まり、市場仲介者(金融商品取引業者等)に対する一般顧客や発行会社の信頼が損なわれるなどの社会的費用が発生する蓋然性が高い。</p> <p>イ 特段の社会的費用は発生しない。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	金融実務に即した実効性のある非公開情報の管理が行われることから、利益相反による弊害の防止等が維持されるとともに、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られる。	金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られる。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析</p> <p>本案においては、遵守費用が減少し、利益相反による弊害の防止等が維持されるほか、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られるという便益が発生するため、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較</p> <p>代替案においては、本案を上回る遵守費用及び行政費用の減少が見込まれる。しかしながら、便益については代替案が本案を下回るほか、代替案ではファイアーウォール規制の目的である利益相反による弊害の防止等が阻害されるおそれといった社会的費用が発生することが見込まれる。よって、本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		